

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会  
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)  
平成 27 年8月7日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
国民年金関係	1件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	3件
国民年金関係	3件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500235号  
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第1500033号

## 第1 結論

昭和60年12月から昭和61年2月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和30年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和60年12月から昭和61年2月まで

私は、勤務していたA学校を退職後、国民年金に加入しました。加入初期は、国民年金の保険料納付も困難だったため、免除申請させていただいて、納付出来るようになったら、手元の納付書で遡って納めた記憶があります。請求期間については、国民年金保険料を納付した領収書もあり、請求期間が未納となっていることに納付できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、昭和60年12月から昭和61年2月までの期間の国民年金保険料を昭和61年4月に金融機関B(現在は、金融機関C)で納付した領収書を所持しており、当該領収書に記載されている納付期間及び納付金額は、請求期間及び当該期間に係る保険料額と一致する。

また、請求者に係るD町(現在は、E市)の国民年金被保険者台帳及びオンライン記録によると、請求期間は、国民年金の未加入期間とされているが、請求者の所持する年金手帳の国民年金の記録欄には、被保険者となった日が昭和60年12月21日、被保険者の種別欄が強制被保険者である旨記載されていることから、請求期間は、国民年金の強制加入被保険者期間である。

さらに、請求者に係るD町の国民年金被保険者台帳及びオンライン記録によると、請求期間のうち、昭和61年2月分の国民年金保険料については、還付の記録がみられるが、上述のとおり、当該期間は、国民年金の強制加入被保険者期間であることから、保険料を還付する合理的な理由は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500206号  
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第1500034号

## 第1 結論

昭和58年4月から昭和61年3月までの請求期間については、付加保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和25年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和58年4月から昭和61年3月まで

私は昭和50年3月31日に出産のため会社を退職し、A市役所において同年4月から国民年金に任意加入した際、付加年金の加入手続も一緒に行い、昭和61年3月まで継続して加入していたが、請求期間の付加年金の加入記録がない。付加保険料を含む国民年金保険料については、付加保険料が含まれた納付書にて漏れなく納めており、請求期間に付加保険料の納付を辞退した記憶もないので、調査の上、請求期間の年金記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、請求期間を含む昭和50年4月から昭和61年3月までの期間について、国民年金及び付加年金に加入し、付加保険料を含む国民年金保険料については、付加保険料が含まれた納付書にて漏れなく納めたと主張している。

しかしながら、請求者に係るB市の国民年金被保険者名簿及び請求者が所持している年金手帳によると、請求者は、昭和50年4月に国民年金と一緒に付加年金に加入していることが確認できるものの、上記被保険者名簿の記録では、昭和58年4月に付加年金を辞退していることから、請求期間に付加保険料を納付することはできない。

また、請求者が所持しているB市発行の昭和50年度の国民年金保険料納付通知書兼領収証書、昭和55年度及び昭和60年度の国民年金保険料納付通知書兼領収書によると、昭和50年度及び昭和55年度については、付加保険料を含む国民年金保険料が納付されていることが確認できるところ、請求期間に係る昭和60年度については、国民年金の定額保険料が納付されており、付加保険料の納付は確認できない。

これらのことから、請求者が請求期間の付加保険料を納付していたことは考え難い上、請求者自身も、請求期間に係る付加保険料の納付を示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は所持していない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500052号  
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第1500035号

## 第1 結論

昭和45年2月及び同年3月の請求期間、平成4年4月から平成6年9月までの請求期間及び平成7年5月から平成9年11月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和12年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和45年2月及び同年3月  
② 平成4年4月から平成6年9月まで  
③ 平成7年5月から平成9年11月まで

請求期間①について、明確な記憶はないが、昭和45年2月に会社を退職後、国民年金の加入手続きを行い、昭和45年4月以降は保険料納付を行っており、会社を退職直後の2か月分の国民年金保険料が未納となっているのはおかしい。

請求期間②について、平成4年に出張先からA市役所に国民年金保険料を現金書留で納付した。

請求期間③について、60歳になる前の平成9年頃、未納分の国民年金保険料をB駅前のA市役所の出張所の窓口で、現金で納付した。

請求期間①、②及び③について、未納とされていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間①について、請求者は、昭和45年2月に会社を退職後、国民年金の加入手続きを行い、昭和45年4月以降は保険料納付を行っており、会社を退職直後の2か月分の国民年金保険料が未納となっているのはおかしいと主張している。

しかしながら、請求者の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から昭和45年3月頃に払い出されたと推認され、その時点では、請求期間①の国民年金保険料を納付することが可能であったが、請求者は国民年金の加入手続き、保険料の納付金額及び納付方法の具体的な記憶が明確でなく、これらの状況が不明である。

請求期間②について、請求者は、平成4年に、A市役所に国民年金保険料を現金書留により納付したとして書留の控えを提出しているが、当該控えからは送付先等が不明であることから、国民年金保険料を納付したことを確認できない上、同市役所は現金書留による方法で国民年金保険料を納付することはできなかつたと回答している。

また、請求者は、平成4年に現金書留で納付したと主張するほか国民年金保険料の納付状況に関する記憶は明確でなく、納付状況は不明である。

請求期間③について、請求者は、60歳になる前の平成9年頃、未納分の国民年金保険料をB

駅前のA市役所の出張所の窓口で納付したと主張しているが、請求者は、国民年金保険料の納付時期及び納付金額に関する記憶が明確でなく、納付状況は不明である上、A市役所は、当時、B駅前に同市役所の出張所は存在していなかったと回答している。

請求期間①、②及び③について、請求者が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない上、オンラインの氏名検索等により調査したが、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500034号  
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第1500036号

## 第1 結論

昭和57年12月から昭和58年8月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和31年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和57年12月から昭和58年8月まで

私は、昭和60年の5月又は6月にA市役所の出張所で年金担当の職員に請求期間の国民年金について相談したところ、今からでも納付可能であることを知らされ、同出張所で国民年金の加入手続きを行い、9か月分の国民年金保険料をまとめて6万円くらい納付した。

請求期間が未加入となっていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、昭和60年5月又は6月にA市役所の出張所で国民年金の加入手続きを行い、9か月分の国民年金保険料をまとめて納付したと主張しているが、請求者の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、平成元年3月頃に払い出されたと推認され、請求者に係るB市の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録によると、請求者の国民年金被保険者資格取得日は平成元年3月16日となっていることから、請求期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である。

また、オンラインの氏名検索等により調査したが、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない上、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。